

徳島県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市鳴門町三ツ石字南大手一四番三六及び一四番三九から一四番四一まで	板野郡松茂町広島字吉番越六番地六	株式会社多田組
吉野川市鴨島町知恵島字千田須賀西四五八番六二及び四五八番六〇七	吉野川市鴨島町知恵島八六一番地一	井上 愛子
名西郡石井町石井字城ノ内八九八番一及び八九九番一	徳島市庄町一丁目二八番地一六	株式会社加藤不動産
同 藍畑字西覚田五九六番六並びに五九六番三、五九七番一及び六一二番六の各一部	同 不動東町四丁目五九二番地の二	久次米 慎也 久次米 智美
板野郡北島町北村字三町地七番三、八番二、九番二、一〇番二、一一番一、一二番三、一三番二、一四番二、一五番二及び一七番二並びに一五番二の地先町有地	板野郡松茂町満穂字満穂開拓一三番地	株式会社四国高速